

KISCO 株式会社

一般事業主行動計画【女性活躍推進】

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 2023年7月1日～2026年3月31日

2. 目標と取組内容

①目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性労働者の割合を5%以上とする。

取組内容 2023年7月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証・見直しを行う

2024年4月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う

②目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

全社員の有給休暇取得率を80%以上とする。(2022年度 取得率74.0%)

取組内容 2023年7月 毎月の有給休暇取得率をデータ化、各部門に情報提供する。

2024年4月 前年度の有給休暇取得状況について振返りを実施。

有給休暇取得率向上計画の策定をする。

3. 男女 賃金差異

全労働者:56.9%、正社員:55.2%、パート・有期社員:53.2%

【算出条件】

対象期間: 令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員:出向者については、当社から社外への出向者、及び他社から当社への出向者を含む。

パート・有期社員:嘱託社員を含み、派遣社員を除く。

【補足】

・正社員に関し、当社は総合職と一般職という社員区分が存在する。

・総合職は住居変更を伴う転勤があるが、一般職には無いなどの理由から、

総合職の方が給与水準が高い。

以上